

2019年9月吉日

お客様各位

株式会社ティービーアイ

消費税法改正に伴う保守サービス料のご請求金額に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられるのに伴い、弊社がご提供しております保守サービスの料金に係る消費税につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

改正消費税法の施行により、2019年10月1日以降の保守サービス料金に係る消費税率は10%になります。ご契約書等に記載した金額が現行(旧)消費税率で記載されておりましたも、役務提供時点の消費税が適用されるため、新税率でご請求させていただくことになります。

なお、既に現行税率(8%)でお支払済みの保守サービス料金の場合も、2019年10月1日以降につきましては新税率(10%)の消費税額が適用となり、現行税率との差額(2%)をご請求させていただきます。

誠に恐れ入りますが、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上